

## 別表十六（八）の記載の仕方

- 1 この明細書は、法人が一括償却資産（令第133条の2第1項（一括償却資産の損金算入）に規定する一括償却資産をいいます。2において同じです。）について同条の規定により損金の額に算入される金額の計算を行う場合に記載します。

なお、この記載要領において、「適格組織再編成」とは、別表十六(六)の記載要領3に定める「適格組織再編成」をいいます。
- 2 「当期の月数3」の欄は、適格組織再編成により引継ぎを受けた一括償却資産について当該適格組織再編成の日の属する事業年度の令第133条の2第1項に規定する損金算入限度額を計算する場合にあっては、当該適格組織再編成の日から当該事業年度終了の日までの期間の月数を記載します。